

Financial Adviser

12

巻頭インタビュー・FP羅針盤

上田真一

NPO法人 空家・空地管理センター 代表理事

[ファイナンシャル・アドバイザー]

DEC. | 2015

No.205

www.kindai-sales.co.jp

ワイド 特集

いま伝えたい 資産運用の着眼点

証券税制改正
への対応

投資対象
としての
郵政3社

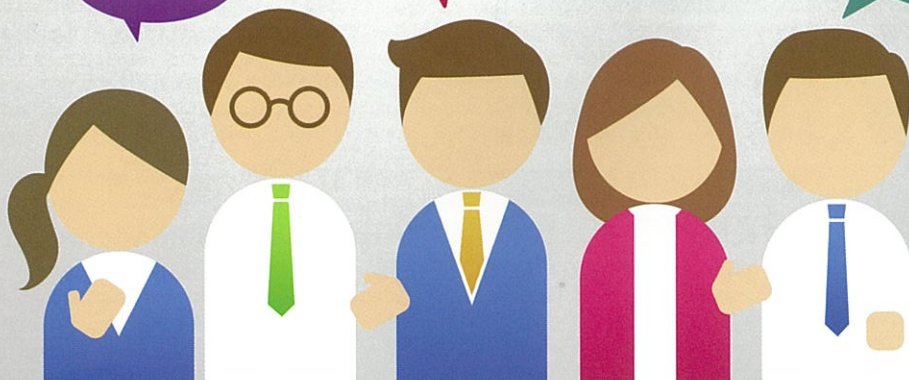
乱高下時の
売り時・買い時

NISA
120万円を
どう活かすか

意識すべき
アセットロケーション

リスク
コントロール型
ファンドの実力

ジュニア
NISAの
活用法



笑顔相続の ススメ

第33回 前妻の子どもとの縁

相続対策の依頼を受けると、最初に親族関係をお聞きすることになります。これは、相続人が何人いるのかを確認するとともに家族構成や家族関係を聞くことによって、相続が起こったときに遺産分割をスムーズに行えるかどうかを知るためです。

先日、相談に来られた方の親族関係図を作成したところ、お父さま（70歳）、お母さま（68歳）、長男（37歳）、長女（35歳）の他に、お父

さまと前妻との間に娘（42歳・以下「A」）がいました。

お父さまは寝たきりになっていましたが、少しお話をしたところ、「前妻とは離婚のときに関係が切れていて、Aとも会っていない。Aがどのような生活をしているかもわからない」とのことでした。

前妻と離婚していてもAとは戸籍上の親子関係が続いており、相続が発生した際には相続権があります。今回のケースでは遺産の6分の1の持分をAが持つこととなります。

そのため、いまお父さまが亡くなった場合は相続で採める可能性が非常に高くなります。ご家族からすれば「会ったこともないAになぜ財産を渡さなければならぬのか」となりますし、Aも「もらえるものならばもらいたい」と思うものです。ましてAが母子家庭で苦労していれば、交渉は難しいことが多いでしょう。

関係修復で笑顔相続に

相続診断の結果、相続税の申告と納税が必要であることがわかりました。そのため、最終的にはAに会っ

て、話し合いのうえで相続税申告書などに押印をいただくこととなります。

私は、相続の問題もありますが、実の親子が亡くなるまで会うことなく終わってしまうのはあまりにも悲しいことだと考え、「お父さまがご存命のうちにAに会ってみてはいかがでしょうか」と提案してみました。

当初、ご家族は見ず知らずのAとの面談に不安を感じていましたが、結局会わなければならぬのであれば相続発生前のほうがよいということになり、面談を決めました。

面談の前にできうる準備をしようということになり、遺産分割対策として、お父さまが生命保険に加入することにより受取人を指定したうえで、その他の財産もAに配慮した形で遺言書を書いてもらいました。

面談の際、最初はわだかまりがあるように見えたのですが、話を続けるうちに解消されていきました。また、Aは遺産分割に配慮してくれていたことに感動していました。その結果親子の縁が修復され、笑顔相続を迎えることができたのです。

ただ、当初面談することを決めた

際、大きな問題が発生しました。お父さまがAの住所を知らなかったのです。相続発生後であれば、相続のために戸籍謄本などを我々のような士業が職権で取ることが可能です。しかし、相続発生前は個人情報などの関係上、取得が難しくなります。

たまたま、Aが離婚時の住所に住み続けていたので探すことができたのですが、もし住所がわからず、会うことができなかったらどうなっていたでしょうか。ご家族は、お父さまが亡くなるまでAがどんな人かもわからず、漠然とした不安の中で過ごさなくてはなりません。何より、親子の関係は永遠に修復できません。離婚をしても子どもとの縁は簡単には切れません。そのことをしっかりと認識して、連絡が取れるようにしておくことが大切です。



小川 実

一般社団法人相続診断協会
代表理事

一般社団法人相続診断協会代表理事、税理士法人HOP代表社員、税理士。自ら笑顔相続の伝道師と命名している。「Q&A相続税大増税に備える「笑顔相続」のススメ」（ぎょうせい）発売中。